

すこやか

発行者：姉ヶ崎ケアセンター
住所：千葉県市原市稚津2545-1
電話：0436(66)8867
担当者：堀川・上田・宮本・
長田・岡

先輩に学びました 書初め

今月は新型コロナウイルスの感
染対策で集団での書初めはできま
せんでしたが、各自で習字の実施
をしました。皆さん一生懸命書か
れていました。

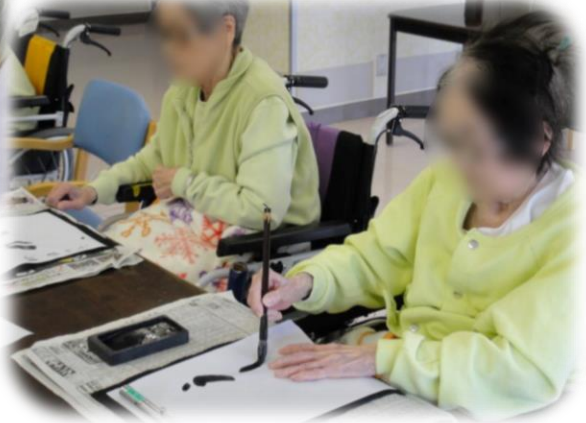
自分の座右の銘、今年の目標な
ど、様々な思いを書初めに反映さ
せていました。「人己心鑑与氣」と
いう言葉を書いている方がおり、
理由を聞くと「気は長く、心は丸
く、腹を立てず、人は大きく、己
は小さく」という意味の座右の銘
でした。目標や座右の銘を決める
ことは自分の人生のメリハリがで
きるのかなと、人生の先輩から学
ぶ機会となった書初めになりました。

しあわせ

暦の上で間もなく立春を迎えます
が、今年の冬は特に寒い日が続きま
す。

シニアハイツ有秋台の私の部屋に、
燦々と太陽の光が射し込んできます。
ついこの間まで、葉の茂った大木が
影を落としていましたが、今は一枚
の葉も無くなり、眩しいばかりの

久しぶりだね、なんだか恥ず
かしい…一緒に書いてみま
しょう！



うめ、うし、梅の花など
思い思いに楽しまされてい
ました。

お日様です。この暖かさで「幸せだ
な」とつくづく思います。

幸せには、この様に棚からぼた餅
的な「しあわせ」と、もう一つ、自
分の苦心や努力によって勝ち得た「し
あわせ」があります。前者は「幸」、
後者を「福」と言います。福の字は
心に幅を持っているように、心が満

ち足りた様子をいいます。「幸」の
原因は自分の努力の外側に有り、何
も代償を払っていないので、「しあ
わせ」の度合いが小さいですが、「福」
は代償を払っているのです、心おきな
く味わえる本当の幸せです。

【施設長 岡 賢了】

職員のひとり言

「私の趣味」

管理栄養士 M E

一月より、新しく栄養科に
入りました。よろしくお願
いいたします。

前職では現場が中心だった
ので、新しい環境に不安があ
りますが、早く慣れるよう頑
張ります。

私の趣味は音楽鑑賞です。
特にK-POPが好きなので休日
はライブ映像を見たりしてい
ます。また、時間が合えば、
実際にライブやイベントに行
きました。今はコロナ禍でイ
ベントができない状況が続い
ています。一人一人が我慢を
しなければいけない時期なの
で、直接会うことができず残
念ですが、家で映像を見て過
ごしています。

一年後にはコロナが収束し、
元の日常に戻ることを願って
います。

デイケアルームより

ぬいぐるみや人形の持つ力は凄いと感じています。ぬいぐるみや人形に話しかけることで、孤独感や不安感が軽減されるとも言われています。当施設でもぬいぐるみや人形を持つと、優しい声で話しかけ頭をなで、とても穏やかな表情になる姿が見られます。職員が話を傾聴したり、カラオケなどのレクリエーションをすることも必要ですが、柔らかい感触と愛らしい表情で、持ち主のどんな感情も受け止めてくれるぬいぐるみやお人形を、眺めたり、触れたり、または話しかけたり、抱きしめたりといったコミュニケーションも必要だと実感しました。



特集 **認知症対策としての任意後見制度と家族信託**

日本における認知症高齢者の将来推計に関する研究では、2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人は認知症になると言われています。徐々に進むアルツハイマー型認知症の他にも突然の脳卒中による脳血管性認知症になる場合もあります。認知症になり判断能力が低下すると財産の管理ができなくなり、銀行口座の凍結、不動産が売却できない、相続対策がストップするなどの困りごとが浮上してきます。そうなる前の対策について簡単にご紹介します。



1. 成年後見人制度

従前からある方法で、家庭裁判所により選ばれた後見人が主に「財産管理」と「身上監護」（施設入所などの生活支援）を行います。「本人の保護」をするための制度であるため、相続税対策、贈与、積極的な財産の処分や管理などは成年後見制度内では不可能です。認知症発症後は相続税対策として行う生前贈与や、建物建築、不動産の賃貸管理、売買等ができなくなってしまうため、相続税課税が分かっているにもかかわらず、とり得る対策が限られてしまいます。また、家族が任命されにくい、毎月の後見人への支払いが高額、後見人による横領が発生している、などのデメリットがあります。

2. 家族信託

2007年から施行された比較的新しい制度です。成年後見制度に比べてより柔軟で長期にわたって本人の意向を実現することができる制度です。認知症が発症する前に、保有する不動産や預貯金などを信頼できる家族に託し、管理・処分を任せる家族の為の財産管理です。家族信託は、本人の保護ではなく、「(受益者に財産を引き継がせる) 本人の目的達成の保護」が最優先されます。遺言書以上に幅広い遺産の承継が可能であるほか、信頼できる身内に財産の管理を託すため、基本的に高額な報酬が発生しない点なども特徴です。また、裁判所への届け出の手間や不自由さがないこともメリットのひとつです。

3. 財産管理委任契約

家族信託と似た働きがありますが、違いは“本人の判断能力があることが前提”です。つまり本人の判断能力が低下した後は使えない契約であるため、成年後見制度と組み合わせで使うことが推奨されます。

人生100年時代、認知症を予防、早期診断・早期対応と同じく、認知症になっても本人・家族が安心して暮らせるように備えておいてはいかがでしょうか。

(支援相談員 ○)

編集後記

2月といえば節分です。これから春に向かっていきますが、コロナについても早く長い冬を終えたいですね。一日も早く自由に面会できる日が来てほしいと切に願います。

(支援相談員 ○)